

報告第6号

専決処分事項の報告について（愛西市職員定数条例及び愛西市
証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
「愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改
正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報
告する。

平成28年11月29日提出

愛西市長 日永貴章

* 市長の専決処分事項の指定について

3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用す
る条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに
当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正す
ること。



専決第2号

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について、専決処分する。

平成28年11月4日 専決

愛西市長 日永貴



愛西市条例第27号

愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(愛西市職員定数条例の一部改正)

第1条 愛西市職員定数条例（平成17年愛西市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。